

県有財産売却の一般競争入札を次のとおり行う。

平成二十一年一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 入札に付する物件

1 船舶

番号	種別	船質	総トン数	完工	隻数	予定価格 (千円)
二〇―二―八	船舶	軽合金製	三三トン	平成元年	一隻	二、一〇〇

2 不動産

番号	種別	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	予定価格(千円)
二〇―二―九	土地	広島市中区西川口町一番一	三五〇・〇五	七五、三〇〇
二〇―二―一〇	土地	広島市西区南観音四丁目八二七番六	八三三・八八	七〇、二〇〇

二 入札の申込先、方法及び受付期間

1 申込先

(一) 船舶

〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号

広島県農林水産局農水産振興部水産課(広島県庁舎本館四階)

(二) 不動産

〒七三〇―八五一一 広島市中区基町一〇番五二号

広島県総務局財務部財産管理課(広島県庁舎本館三階)

2 申込方法

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込を行った後、1に記載の申込先に必要な書類を提出すること。

3 受付期間

(一) 公有財産売却システムでの仮申込

平成二十一年一月八日(木)午後一時から平成二十一年二月六日(金)午後二時までとする。

(二) 書類の提出

平成二十一年一月八日(木)から平成二十一年二月六日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで。ただし、平成二十一年一月八日にあつては午後一時からとする。

郵送等の場合は、平成二十一年二月六日（金）午後五時三十分必着とする。

三 入札期間、場所及び開札日

1 入札期間

平成二十一年二月二十日（金）午後一時から平成二十一年二月二十七日（金）午後一時まで

2 入札場所

公有財産売却システム上

3 開札日

開札は、平成二十一年二月二十七日（金）午後一時経過後直ちに行う。

四 入札の方法

1 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

2 郵送による入札書の提出は認めない。

五 入札に関する注意事項

1 次に掲げる者は、入札に参加できない。

(一) 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

(二) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、三年を経過しない者

(2) 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められて、三年を経過しない者

(3) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、三年を経過しない者

(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたと認められて、三年を経過しない者

(5) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかったと認められて、三年を経過しない者

(6) 前記(1)から(5)までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、三年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号までに該当する者

- (四) 日本語を理解できない者
- (五) 広島県が定める広島県インターネット公有財産売却ガイドライン及び Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (六) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者

## 2 入札保証金について

- (一) 納付  
入札に参加する者は、予定価格の百分の五以上の額の入札保証金を広島県が定める方法によって納付すること。

## (二) 還付等

- 入札保証金は、次のとおり処理する。
- (1) 落札者  
売買代金又は契約保証金へ充当する。
- (2) その他の者  
入札期間終了後還付する。

## (三) その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

## 3 無効入札について

- 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- (一) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (二) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
  - (三) 入札者が二以上の入札をしたとき。
  - (四) 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
  - (五) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。
  - (六) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

## 六 その他

- 1 入札に必要な書類は、受付期間中、次の問い合わせ先に記載の課に備え付けてある。

## 2 入札等に関する問い合わせ先

- (一) 船舶について  
広島県農林水産局農水産振興部水産課  
電話（〇八二）五一一三―三六一七（ダイヤルイン）
- (二) 不動産について  
広島県総務局財務部財産管理課  
電話（〇八二）五一一三―二三〇五（ダイヤルイン）